

平成18年9月22日
九州財務局

熊本第一信用金庫に対する行政処分について

1. 熊本第一信用金庫（本店：熊本市）については、営業店において長期間にわたる多額の預金等の着服・流用事件が発生したことから、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第24条第1項の規定に基づき、事実関係及び発生原因等の報告を求めたところ、同金庫の法令等遵守態勢の確立に向けた取組みが不十分であるとともに、相互牽制機能が十分に発揮されていないなど、内部管理態勢に重大な問題があると認められた。
2. このため、本日、同金庫に対し、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第26条第1項の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

記

- (1) 法令等遵守態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。

法令等遵守に取り組む経営姿勢の明確化（責任の所在の明確化を含む）

理事会等の機能強化による全金庫的な法令等遵守態勢の確立（役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を含む）

営業店における厳正な事務処理の徹底及び相互牽制機能の充実・強化

内部監査部門の抜本的な改善・強化（監査方法の充実・強化を含む）

適切な人事管理の徹底

- (2) 上記(1)に関する改善計画を平成18年10月23日（月）までに提出し、以後、改善計画の実施完了までの間、その実施状況を平成18年12月までは毎月、以降、3ヶ月ごとに報告すること。

連絡・問い合わせ先

九州財務局理財部金融監督第二課
電話 096-353-6351(内線 3210・3211)